

当事者が文書提出命令に 従わない場合等の効果— 民事訴訟法224条の 「真実擬制」について

竹 部 晴 美

目 次

1. はじめに一問題提起
2. 民事訴訟法224条における真実擬制とは
 - (1) 民事訴訟法224条の解釈について—先行研究の動向
 - (2) 民事訴訟法224条は「制裁」なのか
3. 民事訴訟法224条に依拠した判例の検討
 - (1) 大阪地方裁判所平成16年（ワ）第6262号，實用新案権侵害差止等請求事件（平成17年12月15日）判決について
 - (2) 奈良地方裁判所平成22年（ワ）第977号，損害賠償請求事件（平成26年10月23日）判決について
4. おわりに

1. はじめに一問題提起

アメリカの民事訴訟手続きにおけるディスカバリー制度のあり方から見ると、日本の民事訴訟手続きにおける文書提出命令やその命令に付随する制裁規定については若干の違和感を覚えることがある。つまりこの違和感は、日本の民事訴訟法における制裁規定は機能しているのか、その制裁規定によって証拠の偏在がなくなり、公正な訴訟運営がなされるようになっ

ているのかといった点である。本稿では、この違和感の原因を分析するにあたり、とくに文書提出命令に従わなかった場合の法的効果について定めた民事訴訟法224条を取り上げ、同条が実際にどのような効果をもたらしているのかを考察したい。その際に、同じような証拠の不提出に対して行われる「制裁」としてどのようなものが法的にまたは実務上取られているのかを検討するために、アメリカにおける文書破棄等に対する「制裁」の実情を参照しておきたい。

周知のように、アメリカではディスカバリー制度がとられている⁽¹⁾。このディスカバリー制度においては、当該訴訟に関係する情報は全開示が原則

(1) アメリカの民事訴訟手続きにおけるディスカバリー手続きについて簡単に触れておこう。ディスカバリーとは、証拠開示手続きのことであり、アメリカでは当該訴訟に関係する情報（証拠になる可能性のあるもの）は全開示が原則とされている。したがって、ディスカバリー手続きによって証拠の偏在を防ぎ、訴訟当事者に訴訟過程における公正さ（fairness）の実現を認識させるだけでなく、裁判結果に対する公正さや満足感を与えることが可能になると考えられている。他方で、時間や費用がかかるため、その濫用につながりやすいという批判も存在する。1990年代の急速な電子情報化はディスカバリーはもちろんのこと、訴訟全体の様相までも転換したと言われている。ほとんどの企業では、文書が電子的に保存されるにつれて、従来の紙ベースの文書保管や文書管理から、コンピュータ上またはサーバーに保管管理されるようになってきている。そのような電子化に伴い、アメリカの訴訟弁護士や訴訟関係者は、電子的に保存された情報（ESI）に対する開示要求にまで応じなければならなくなった。このような開示要求は今後もますます増え続けるであろうし、日本企業にとっても ESI の日常的な管理の在り方こそが訴訟に進展した際の勝敗に大きく影響することは明らかである。また ESI に対する開示要求に応じるということは、普段から利用しているパソコンのハードドライブ（ハードディスク）内の情報はもちろん、USB メモリーなどの小型メモリーの中の文書までもがその対象となるわけであるから、ディスカバリーに対する対応の難しさは近年増加していると言っても過言ではない。

である。しかも証拠を破棄したり隠滅したりした場合に対して、法廷侮辱に基づく制裁の発動、コスト・シフティング（費用の転嫁）や不利益推定説示などさまざまな厳しいサンクションを設けている。

他方、ディスカバリー制度がない日本では、同じような位置づけの開示制度の一つとして文書提出命令がある。では、文書提出命令に応じなかった訴訟当事者、あるいは第三者（第三者については、民事訴訟法225条に明記されている。）にどのようなサンクション（つまり制裁）を設けているのだろうか。

これらを検討するため、本稿では、まず1. で問題提起について述べ、2. で日本の民事訴訟法224条の解釈について先行研究を中心に現在の見解を整理し、3. では民事訴訟法224条が根拠として挙げられた裁判事例を紹介し、最後に4. において本稿で取り上げた民事訴訟法224条についての整理とアメリカの実情との比較考察を行い、日本の制裁規定についての私見をまとめとして述べたいと思う。

2. 民事訴訟法224条における真実擬制とは

（1）民事訴訟法224条の解釈について—先行研究の動向

日本の民事訴訟法（以下、民訴法とする。）における文書提出命令は、山本和彦教授や坂田宏教授によると、申立人の所持者に対する私法上の請求権を前提として対象文書の提出を命じるものではないため、私法上の請求権を前提とする民事執行法上の手続き、つまり強制執行手続きによって提出を強制できないものと考えられている⁽²⁾。それを前提に、民訴法は224条1項で「当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文

（2）山本和彦他編『文書提出命令の理論と実務』88頁（民事法研究会、2010年）、坂田宏「文書提出命令違反の効果」、『講座新民事訴訟法Ⅱ』109頁（弘文堂、1999年）。

書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる」とし、同条2項では、「当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様にする」とし、同条3項では「前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる」と規定している。つまり、裁判官は、224条1項により当該文書の記載内容を真実と認めることができ、224条3項で当該文書の記載内容を真実と認めるだけでなく、申立人の主張そのものを真実と認めることも可能⁽³⁾だとしている。これがいわゆる民訴法224条の「真実擬制」である。

この点、224条1項と3項の違いに若干の補足が必要となる。坂田教授の論文によると、224条1項が適用されれば、裁判所は、挙証者が文書の性質・内容について主張する事実たとえば「某資料という私文書にかくかくしかじかの文章が記載してあったという事実」を真実と認めることにな⁽⁴⁾る。また田原睦夫弁護士の論文によると、医療過誤訴訟においてであれば、224条1項が適用されれば、診療録に記載されている医療行為の内容が真実とみなされ、224条3項が適用されれば、治療行為に過誤があった事実が真実とみなされることにな⁽⁵⁾る。

そもそも文書提出命令を申し立てるためには、民訴法221条1項により、文書の表示（1号）、文書の趣旨（2号）、文書の所持者（3号）、証明すべき事実（4号）、文書の提出義務の原因（5号）を明らかにしなければ

(3) 同上、山本88頁。

(4) 上掲2、坂田112頁。

(5) 田原睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」ジュリ No. 1098、66頁（1996年）。

ならない。これらが「証明すべき事実」⁽⁶⁾の要件となる。しかし、相手方または第三者が所持する文書に関して文書の表示や文書の趣旨を明らかにすることは困難であるし、現代型訴訟と呼ばれる証拠偏在型訴訟ではなおのこと、さらに困難をきわめる。⁽⁷⁾

改正前の旧民訴法316条では、当該文書の記載に関する主張を真実と認めることができるとの規定は、当事者が当該文書に記載されている事実を具体的に主張した時に、その事実が記載されていると認めることができるに止まり、その文書により証明すべき事実（旧法313条4号、現行法221条4号）まで真実と認めることを意味するものではないとするのが通説判例であった。⁽⁸⁾しかし、それでは当事者が当該文書の記載内容を具体的に主張できない場合に、たとえ当事者（文書の所持者）が文書提出命令に従わなかったり、提出義務のある文書の使用を妨げたりしても、⁽⁹⁾制裁として旧民訴法317条の規定を機能させることができないことになる。⁽¹⁰⁾そうすると、当事者（文書の所持者）は、提出命令に従うよりも、提出命令に従わず、あるいは文書の使用を妨げた方が自己に有利な判決を得られることになってしまう。⁽¹¹⁾そこで当該文書によって立証すべき事実を真実と認めることができるという裁判例が出たことによって、⁽¹²⁾一定の場合につき当該文書により証明すべき事実を真実と認めることができると解すべきという考え方が

(6) 須藤典明「過払金返還請求訴訟における取引履歴の不開示と損害賠償」判タ No. 1306, 25頁（2009年）。

(7) 上掲5, 65頁。

(8) 同上, 66頁。

(9) 法務省民事局参事官編『一問一答 新民事訴訟法』269頁（商事法務研究会, 1996年）。

(10) 上掲5, 66頁。

(11) 上掲9, 269頁。

(12) 東京高裁昭和54年10月18日判決, 判タ397号52頁（1979年）。

判例通説となって、平成8年改正で明文化されたものである。

新堂幸司教授によると、当事者が所持する文書について提出義務が認められる場合とは、証明責任を負わないとしても、⁽¹³⁾ 真実に基づく公正な裁判のために、その文書の提出を受忍すべき場合であると考えられており、224条3項のいう「相手方が当該文書の記載に関して具体的な主張をすることが著しく困難である」場合とは、文書提出命令を申し立てた当事者としては、その要証事実に関する具体的な事実経過が自分にとって知り得ない状況下のものであって、その文書による以外には、その具体的経過を知る手段も証明手段も有しない場合である⁽¹⁴⁾と考えられている。そのような証拠の偏在の場合には、事実および証拠を独占的に所持する相手方に、当該文書を提出して、これによる事案の解明を求めるのが公平であり、これに協力しないとすれば、信義則に反するというべきであって、本条項による効果は正当なものといえることができるとともに、信義則が自由心証主義の領域を限定する場合と解すべきである⁽¹⁵⁾とする。しかし、上記の場合、信義則に反するからといって裁判所がどんなときであっても真実擬制をしなければならないかという点、多くの学説はそのように考えてはおらず、結局、事実認定については、裁判所の自由心証に委ねられていると理解されている。例えば、『条解民事訴訟法 第2版』では「かりに文書が提出されたとしても証すべき事実自体の真実の証明ができる見込みが少ないような場合は、本条の適用は否定すべきである。」⁽¹⁶⁾とされていたり、『コンメンタール民事訴訟法Ⅳ』では、「当事者が文書提出命令に従わないときでも、裁⁽¹⁷⁾

(13) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第五版〕』413頁（弘文堂，2011年）。

(14) 同上。

(15) 同上，413-14頁。

(16) 上掲2，山本88頁。

(17) 兼子一（原著）松浦馨他『条解民事訴訟法 第2版』1253-54頁（弘文堂，2011年）。

判所は、文書記載に関する提出命令申立人の主張を必ず真実と認めなければならぬものではない。⁽¹⁸⁾」と解している。つまり山本教授によると、裁判所は、他の証拠や経験則、さらには弁論の全趣旨等をも考慮して、自由に判断できるから、申立人が証明すべき事実として主張している事実が、他の証拠や経験則、そして弁論の全趣旨をふまえた上で、真実ではないとの心証を抱いたときには、真実擬制はなされないのである。⁽¹⁹⁾この点について伊藤眞教授は「文書の記載内容による心証も、また他の証拠による心証も得られないのであるから、裁判所は、立証事項に関する申立人の主張を真実と認めないのが原則である。しかし、立法者は、文書提出命令違反が証明妨害の一種にあたるとの考え方に立脚して、立証事項についての証明度を軽減したものである。したがって、弁論の全趣旨などによって立証事項を真実とみなすことが無理であると判断すれば、裁判所は、この規定を適用しなくともよい。」と解されている。⁽²⁰⁾

自由心証主義は、裁判における事実認定に際し、審理に現れたすべての資料（弁論の全趣旨及び証拠調べの結果）を基にして、裁判官が自由な判断によって心証形成を行うことを認める原則であるが、⁽²¹⁾弁論の全趣旨から裁判官が自由心証によって、民訴法224条の真実擬制が行なわれたり、行われなかったりするのであれば、これはかなり曖昧かつ釈然としない規定であると言わざるを得ない。もはや文書提出命令に反した当事者には、場合により、立ち直れないような厳しい報いを与えてこそ「制裁」であり、そのような真に厳しいサンクションを日本の民訴法にも規定しなければ、

(18) 秋山幹男他『コンメンタール民事訴訟法Ⅳ』480頁（日本評論社、2010年）。

(19) 上掲2，山本88頁。

(20) 伊藤眞『民事訴訟法第3版4訂版』390頁（有斐閣，2010年）。

(21) 春日偉知郎「自由心証主義の現代的意義」『講座新民事訴訟法Ⅱ』27頁（弘文堂，1999年）。

文書提出命令に従わないだけでなく、いつまでも当事者のなかに証拠は「隠したほうが得」というような発想が生まれ、訴訟における当事者の公平性や真実の探求から遠ざかる結果を作り出すのではないか⁽²²⁾、との批判が生じよう。また本案訴訟の裁判官と文書提出命令に関する手続きの裁判官が同じであるため、裁判官が弁論の全趣旨や自由心証主義から判断することに委ねると、結局裁判官自身の日で直接見ていない証拠については事実認定の根拠にはできないという問題が残るのではないだろうか。

(2) 民訴法224条は「制裁」規定なのか

文書の使用を妨害した場合の効果として、当事者の文書提出命令の申し立てにより裁判所が証明すべき文書の提出を命じた場合であっても、当事者は(堂々と)それを無視し、提出しないことがある。民訴法はそのような場合、上記(1)で記したように、民訴法224条を定め、これを民訴法224条の真実擬制と呼び、それをもって非提出者に対する一種の「制裁」とすることができると考えている。しかし、「制裁」とはいったい何なのだろうか。『広辞苑』によると、「道徳・慣習または法規・申合せなどにそむいた者を、こらしめのために罰すること」とある。しかし民訴法224条が真に「制裁」なのであるならば、懲らしめるために命令に背いた当事者を罰しなければならないのではないか。

多くの研究者や実務家は、この民訴法224条の規定に満足するかのよう
に、この規定は「制裁である」と述べている。田原弁護士は、同法224条

(22) この点について坂田教授は、真実擬制という制裁措置によって文書の所持人である当事者から文書が提出されることこそが224条3項の目的であり、制裁はより厳しければ厳しいほど、当事者の自発的な文書の提出が期待できるのではないかと述べられている。上掲2、坂田115頁。この意見に筆者も同意見である。

3項が強い制裁機能を持っている⁽²³⁾、とする。小林秀之教授は、224条1項と3項の説明をする際に「文書の記載内容を具体的に記載することが困難な場合には、この規定（224条1項）によっても十分なサンクションとはならない。」と述べており、224条1項が十分なサンクションにならないから224条3項ができた⁽²⁴⁾と説明している。この点について須藤典明裁判官は、過払金返還請求訴訟における取引履歴の開示に関する論稿のなかで、「貸金業者がこれに従わない場合には、真実擬制などの制裁（民訴法224条）が用意されているため、借主である原告側は文書提出命令の発令を求めるメリットがある。」と記されており、民訴法224条を制裁と捉えている⁽²⁵⁾ことがわかる。また新堂教授は、文書提出命令に従わない場合の効果として224条を当事者に対する制裁、225条を第三者に対する制裁としてい⁽²⁶⁾る。また伊藤教授も「提出義務は、国に対する公法上の義務であって、申立人に対する義務ではないから、文書提出命令は債務名義としての執行力をもたない。そこで法は、所持者の地位に則して不提出に対する制裁を規定し、間接的に提出を強制しようとする。」⁽²⁷⁾と述べている。

しかしながら、はたして民訴法224条は文書提出命令に背いた場合の制裁としてその効果は十分であり、制裁としての機能を果たしているのだろうか。同法224条における真実擬制は、真実擬制がなされた際の本案における非提出者に不利益な影響があつてこそ真の「制裁」と言うことができるのであって、現時点での民訴法研究者の見解を見る限り、同法224条には現実的効果に関する課題が残されているのではないだろうか。その点に

(23) 上掲5, 66頁。

(24) 小林秀之『法学講義民事訴訟法』259頁（悠々社、2006年）。

(25) 上掲6, 24頁に書かれている。

(26) 上掲13, 413-14頁。

(27) 上掲20, 389頁。

ついて検討するにあたり、次の3. では二件の損害賠償請求事件に焦点を当て、この点についての考察を試みる。

3. 民事訴訟法224条に依拠した判例の検討

多くの学説でより厳しい「制裁」規定であると位置づけられている民訴法224条3項が、裁判所で実際にどのように解釈されているかについて以下では2つの判例を取り上げる⁽²⁸⁾。一方は原告が求めた文書提出命令に被告が従わず民訴法224条3項が適用され、原告の主張が真実とみなされ、原告が本案でも勝訴した事例で、他方は原告から求められた文書提出命令が認められたが、被告がそれに従わず民訴法224条3項によって原告の主張が真実擬制されたにも関わらず、本案では原告が敗訴した事例である。両判決を比較してみよう。

(1) 大阪地方裁判所平成16年(ワ)第6262号、実用新案権侵害差止等請求事件(平成17年12月15日)判決について

1) 事案の概要

本件は、化粧用パフに関する意匠権を有する原告が、被告の製造販売する別紙イ号物件目録記載の物件(ゲルマニウムシリコンブラシ)の本体部分の意匠は同意匠権に係る登録意匠と類似し、その製造販売は同意匠権を

(28) 過払金に関する訴訟において224条の適用が多々見受けられる。その点について詳しく述べているものに上掲6, 14-27頁がある。また民事訴訟法学会関西支部研究会において平成24年9月1日に林昭一教授が報告された「民事訴訟法224条3項の定める『相手方の主張を真実と認めることができる』の意義について」で、多くの民訴法224条関連の判例が検討なされている。したがって本稿では、それらの先行研究で扱われていない判例を用い、問題提起を試みた。

侵害すると主張して、被告に対し、意匠法37条1項に基づき、同物件の製造販売の差止めを求めるとともに、意匠権侵害の不法行為に基づき損害賠償を求める事案である。

2) 争点

- (1) イ号物件は本件意匠権に係る物品と類似するか。
- (2) イ号意匠は本件登録意匠と類似するか。
- (3) 本件意匠権に係る意匠登録は無効審判において無効とされるべきものか。
- (4) 原告の損害額。

本稿では民訴法224条に関係する争点(4)だけについて焦点を当てる。

3) 争点(4)に関する当事者の主張

この点につき原告は以下の通り主張する。被告は、イ号物件を5000個(2個組)を単価258円、合計129万円で仕入れ、金型代として37万4000円を支払い、仕入れたイ号物件は問屋に対し4661個販売しただけで、ネット販売等消費者に直接販売していない旨主張する。しかし、被告の上記主張を裏付けるために被告が提出した文書(以下「被告既提出文書」という。)の記載内容は信用できない。そのため、原告の申立てにより、平成17年7月29日付けで、被告に対し、イ号物件の売上数量、売上金額、製品価格、製品販売経費の額が記載された売上元帳、売上傳票、請求書控え、納品書控え等の提出を命ずる文書提出命令がされたが、被告はこれに応じず、これらの書類を提出しなかった。したがって、上記文書提出命令の対象となった文書には、イ号物件の販売数量、販売額、利益率が計算できる記載のあることが明らかであり、この点についての原告主張は真実として認められるべきである(民訴法224条1項)。仮にそうでないとしても、上記

原告主張事實は、他の証拠により証明することが著しく困難であり、真実として認められるべきである（同条3項）。

これに対し被告は、原告の損害に関する主張を否認し、原告が被告既提出文書の信用性を否定する主張に関していずれも失当であると述べた。

4) 争点 (4) に関する裁判所の判断

裁判所は、被告既提出文書の信用性等に疑いが残り、払しょくできないため、それらの正確性を検証するためには、イ号物件に関する売上元帳等の帳簿書類のほか、イ号物件以外の被告の全製品に係る帳簿書類等をも合わせて照合し、売上実績表記載の数値の整合性を精査することが必要であると解されるとし、原告の申立てに基づき、被告に対して上記各文書の提出を命じた。しかし被告は正当な理由がないのにこれに応じない、と述べ、そこで、被告が文書提出命令に従わない場合の効果として、裁判所は民訴法224条1項又は3項に基づき、当該文書に関する原告の主張ないし当該文書によって証明すべき事実に関する原告の主張を真実と認めるべきか否かについて検討を行ない、原告は、被告が遅くとも平成16年2月から平成17年1月31日までの間イ号物件を少なくとも1か月当たり5000個（2個組）、合計6万個製造販売したと主張するが、イ号物件に関する売上元帳等の帳簿書類及びイ号物件以外の被告の全製品に係る帳簿書類等に正確にはどのような記載がされているのかについて具体的な主張をすることは、帳簿書類等の性質上著しく困難であり、かつ、同文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるというべきである、と述べた。そして、前示認定のとおり、原告主張のイ号物件の販売数量は、上記認定事実によってある程度裏付けられており、それ自体合理性を欠くものではないというべきであるから、民訴法224条3項に従い、原告の主張を真実と認めることとする、と判断した。

5) 小括

本件は、被告が製造販売するゲルマニウムブラシの本体が、原告の有する化粧用パフの意匠権にかかる登録意匠に類似するため、被告に販売製造の差止めと、意匠権侵害の損害賠償を請求したものである。上記争点の(1)から(3)については、原告の主張通りに被告から原告への意匠権侵害が認められ、最後に、損害額の算定が争点として残された。損害額の算定にかかる両当事者の主張は割れ、売上高等に関する被告の主張には曖昧さが残っていたところ、原告の請求により、裁判所は被告へ売上元帳、売上傳票、請求書控え、納品書控え等の書類（通常商品の販売をしたならば、販売者の手元にあるべきである文書）の提出を命じたが、被告はその命令に応じなかった。そのため裁判所は、被告の売上元帳、売上傳票、請求書控え、納品書控え等の書類が①本件の判断に必要な不可欠であること、②原告が被告の書類等を得るには他の事実や方法で入手することができないこと、の2点を確認し、民訴法224条3項による真実擬制を行い、被告の売り上げに関する原告の主張が事実だと認定して本件損害額について判断を下した。

本件のように、被告に対して民訴法224条の真実擬制がなされたならば、本案事件で当然に原告が勝訴し、文書提出命令に従わなかった当事者である被告が敗訴するというのが、同法224条が適用された訴訟の本来の形（当事者の期待に沿う判断）であろう。文書提出命令は当事者の証拠の偏在を防ぐことがその目的であるから、証拠の偏在が解消されないのであれば、その効果をより厳しいものに変更しなければ意味がない。

そこで、つぎに被告が文書提出命令に従わず、民訴法224条の真実擬制がなされたにもかかわらず、原告が本案事件で敗訴した事例を見ていこう。

- (2) 奈良地方裁判所平成22年(ワ)第977号、損害賠償請求事件（平成
法と政治 66巻2号（2015年8月）265(427)

26年10月23日) 判決について⁽²⁹⁾

1) 事案の概要

原告らは、いずれも、奈良県北葛城郡に所在する被告の㊦工場において勤務した経験を有する者である。被告は、明治時代に設立され、珪藻土その他の鉱物岩石の採掘、精製、加工並びにこれら原料、材料若しくは製品の製造及び販売等を目的とする株式会社である。現在は奈良県北葛城郡㊦町に㊦工場を開設し、同工場において輸入した石綿原料から石綿製品を製造するなどの事業を行っていた。原告らは、その勤務中に石綿（アスベスト）粉じんにはばく露したため、原告㊦は、昭和31年9月から昭和31年12月又は昭和32年7月まで（終期について争いがある。）勤務し、軽度の石綿⁽³⁰⁾肺及び胸膜プラークに⁽³¹⁾、原告㊧は、昭和44年4月から昭和55年2月まで勤務し、初期の石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び胸膜プラークに⁽³²⁾、原告㊨は、昭和32年3月又は同年6月から昭和33年8月まで（始期について争いがある）勤務し、良性石綿胸水⁽³³⁾、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚に罹患したなどと主張して、被告に対し、債務不履行（労働契約上の安全配慮義務違反）

(29) 本件を紹介するにあたって、筆者は本件で原告側代理人を就められた大阪弁護士会の長部研太郎弁護士にインタビューを行った。

(30) 石綿肺とは、石綿粉じんを吸引することによって呼吸細気管支や肺胞に繊維化が生じ、更に進行すると、気腔の不規則な拡張を伴う蜂窩肺の所見を示す疾患である（判決文より）。

(31) 胸膜プラークとは、壁側胸膜に生じる局所的な肥厚である（判決文より）。

(32) びまん性胸膜肥厚とは、臓側胸膜の病変であるが、壁側胸膜にも病変が存在し、両者は癒着していることが多い（判決文より）。

(33) 良性石綿胸水とは、通常は片肺に少量の胸水が、肺の同じ側や反対側に繰り返し生じる疾患であり、自覚症状として胸痛、発熱、咳、呼吸困難等を生じさせることがある（判決文より）。

ないし不法行為責任に基づく損害賠償請求として、原告④に対し660万円、原告⑤に対し660万円及び原告⑥に対し2200万円並びに上記各金員に対する訴状送達の日から民法所定の割合による遅延損害金の各支払を求めめる事案である。

2) 争点

本件の争点は以下の3つである。

- (1) 各原告の⑩工場における石綿粉じんのばく露の有無。
- (2) 被告の債務不履行又は過失の有無。
- (3) 各原告に生じた損害の有無及びその金額。

本稿では、争点の(1)に注目し、原告らによって申し立てられた文書提出命令に対して被告が応じなかったことに焦点を当てる。

3) 争点(1)に対する当事者の主張—原告⑥の⑩工場における石綿粉じんのばく露の有無について

原告側は、原告⑥は、昭和32年3月から昭和33年8月までの間、被告に雇用されて、⑩工場において勤務しており、⑩工場の石綿製品の製造工場に配属され、具体的には、①ほぐれた状態で運ばれてきた石綿を袋から取り出し、「ピーター」と呼ばれていた機械に入れ、液体で洗浄した上で乾燥室に運び入れて乾燥させる、②乾燥室に入れた石綿は固い板状になるので、これらの板の端部を規格に合わせて電動のこぎりで切断する、という作業に従事した。そしてその作業において、①の作業の際にほぐれた状態の石綿から飛散する粉じんに、②の作業の際に板状の石綿を切断する際に飛散する粉じんにばく露したほか、乾燥室に入った際にも飛散していた多量の石綿粉じんにばく露した。

なお、原告⑥は、その勤務時期の就業場所における石綿粉じんの飛散状

況について立証するために被告会社に対する文書提出命令の申立てを行い、本件文書提出命令が確定したにもかかわらず、被告は本件各文書を提出していないところ、原告◎が本件各文書の内容について具体的な主張をすること、及び他の証拠により石綿粉じんの飛散状況を立証することは著しく困難であるから、民訴法224条3項に基づき、原告◎が㊦工場における勤務において石綿粉じんにはく露したことが真実であると認められるべきである、と主張した。

この点について被告は、原告◎は、昭和32年6月1日に被告に入社し、昭和33年8月1日に退職したものである。そして㊦工場において、「テックス」と呼ばれていた部署でインサルブロックという岩綿製品の製造に従事していたものであり、石綿粉じんにはく露したことはない。したがって、仮に原告◎が石綿関連疾病を発症していたとしても、それは㊦工場における勤務において石綿粉じんにはく露したことによるものではない、と反論した。

4) この点に関する裁判所の判断

両者の主張に関して、裁判所は以下のように判断した。

「原告3名は、㊦工場においてどの作業場所でどの時期に粉じんが飛散していたかを明らかにするため、被告に対し、㊦工場において就労していた従業員に関する文書のうち、①じん肺管理区分の決定を受けた者に関するじん肺管理区分決定通知書及び職歴票並びにじん肺健康診断に関する記録、②労災認定を受けた者に関する労働者災害補償保険請求書の写し及び同請求書に添付された職歴証明書の写し、及び、③石綿健康手帳の交付を受けた者に関する石綿健康管理手帳交付申請書の写し及び同申請所に添付された職歴証明書の写し（以下、まとめて「本件各文書」という。）等の提出を求める文書提出命令を申し立てた（奈良地方裁判所平成24年（モ）

第55号)。当裁判所は、被告に対し、本件各文書の提出を命じる旨の決定（以下「本件文書提出命令」という。）をした。被告は、同決定に対し抗告したものの、抗告が認められず、同決定は確定した（大阪高等裁判所平成25年（ラ）第220号）。…本件各文書は、その記載内容次第では、①工場の労働者が就労していた作業場所、作業内容及び工程ごとの石綿関連疾患の発症状況等を比較することにより、①工場における石綿の製品の取扱い状況及び石綿粉じんの飛散状況を認定する証拠資料となり得るといえることができる。ところが、被告は、本件文書提出命令により本件各文書の提出を命じられたにもかかわらず、本件各文書を提出しなかった。

そして、「原告◎は本件各文書が開示されない限りは、その内容について具体的な主張を行うことは困難であるというべきであるし、上記のとおり、他の証拠によっても原告◎の①工場における石綿製品の取扱い状況や原告◎の就業場所における石綿粉じんの飛散状況を的確に認定することは著しく困難であるといえることができるから、民事訴訟法224条3項により、原告◎の①工場における就業場所において石綿粉じんが飛散していたことに係る原告◎の主張が真実であると認めるのが相当である。…被告は、原告◎が製造に従事していた製品は岩綿製品であって、石綿製品ではないから、原告◎は①工場において石綿粉じんにばく露したことはないと主張する」が、いずれも原告の主張に関する裁判所の認定を妨げるものはない、と判断した。

したがって、原告◎について、「①工場における就業場所において石綿粉じんが飛散していたことが真実と認められ、原告◎は①工場において石綿粉じんにばく露したものと認められる。」とした。

次に裁判所は、石綿によって石綿肺が生じること、そして石綿肺の危険性について、当該訴訟で問題となっている期間についての被告の注意義務について以下のように判断している。

裁判所は、日本における石綿の危険性に関して述べ、「昭和33年頃には、遅くとも、石綿によって生じる被害について予見可能性があり、また予見すべきであったというべきで、同年以降においては、従業員に対する石綿粉じんへのばく露を防止する注意義務を負っていたと認めるのが相当である。しかしながら石綿肺に関する知見は比較的早期に集積されていた一方で、石綿による肺がんや中皮腫の発症については、知見の集積がこれよりも遅れており、石綿肺が、肺がんや中皮腫に進行する危険性についても、昭和35年以降に知見が集積されていったと考えるのが相当であることや、当時の社会及び経済の状況を総合的に考慮すれば、被告が昭和33年頃よりも前において、従業員に対する石綿粉じんへのばく露を防止する義務を負っていたとまで認定することはできないといわざるを得ない」と判断した。つまり石綿による被害についての予見可能性及びこれを前提とする注意義務があったといえるのは早くとも昭和33年頃以降であるというべきであり「被告は、昭和33年頃以降は、使用している労働者が石綿粉じんにはく露することがないように、工場において換気、粉じんの湿潤化、粉じんの除去及びマスクの装着等の対策を行う義務を負っていたというべきである」と判断した。

そしてこの点に照らし合わせ、原告◎について、「原告◎が◎工場において勤務していたのは昭和32年6月から昭和33年8月までである。」上記で示したように、「被告は、遅くとも昭和33年頃以降、従業員に対する石綿粉じんへのばく露を防止する注意義務を負っていたものである」が、「その注意義務が生じた時期を昭和33年頃まで（ママ）ということから、同年12月には生じていたということではできても、それ以前である原告◎が勤務していた昭和33年8月までに生じていたとまで断定することは困難である」とし、「原告◎に対し、被告の注意義務違反があったと認めることはできない」と判断した。

真実擬制をしたにもかかわらず、結論として、原告の各請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却するとした。

5) 小括

本訴訟で裁判所は、昭和33年頃には石綿粉じんへのばく露を防止する注意義務を負っていたと判断しながら、原告の昭和32年6月から昭和33年8月までの証拠提出に、被告は一切応じなかったにもかかわらず被告勝訴とした。裁判所は、民訴法224条3項を用いて、原告©が㊦工場における勤務において石綿粉じんにはく露したことが真実と擬制したはずである。だが、裁判所は、原告（本稿で注目しているのは原告©である。）が主張する期間に被告の注意義務違反はなかったと判断し、その請求を棄却した。

提出を命じられた証拠を提出しないというのは、裁判所の命令に対する不服従であり、裁判所に対する敬意があまりに足りないというべきである。おそらくアメリカで本訴訟が提起されていたならば、裁判所の命令に不服従であったということで法廷侮辱（contempt of court）に基づく制裁だけではなく、陪審に対しては不利益推定説示（adverse inference instruction）が下される事案であったと考えられる。その結果、被告が敗訴する可能性が高い。⁽³⁴⁾

日本の民事訴訟手続きにおいて、民訴法224条3項は先行研究で述べていたように、「制裁」について明文化された規定であるとする、訴訟当事者のうち一方当事者がある文書の提出を求め、その命令が裁判所によって発令されたとき、請求当事者は訴訟上真実解明に一歩前進したと感じ、さらに他方当事者が裁判所の文書提出命令に従わなかったために裁判所に

(34) Hon. Shira A. Scheindlin and Natalie M. Orr, *The Adverse Inference Instruction after Revised Rule 37(E): an Evidence-Based Proposal*, *FORDAM L. REV.*, Vol. 83, 1300-15 (2014).

において民訴法224条3項で真実擬制されたとすると、請求当事者は勝訴への確信を持つのではないだろうか。裁判所が相手側に「制裁」を与えたのだから、そのような状況下で自分たち（請求当事者側）が敗訴するなど通常人ならば考えるだろうか。本件では、請求当事者は相手方が証拠を出さないために真実擬制されるということを期待し、本案訴訟で原告主張どおりの事実認定がでると期待したはずである。しかし真実擬制された上で請求棄却であれば、民訴法224条3項の真実擬制がなされない場合に比べてはるかに落胆が大きかったのではないかと思われる⁽³⁵⁾。

本件でも明らかなように、本案訴訟で争っている際に文書提出命令を申し立て、民訴法224条3項の真実擬制がなされる場合に該当するとしても、結局のところ、裁判所も請求当事者も、文書提出を求めた文書に何が書かれているか判らないのである。そうすると裁判所の手元に何もない状況下で真実擬制するといっても裁判所はどれだけ真実と擬制された事柄に証拠としての重点性や重要性を置くだろうか。裁判官の目で確かめていないものを果たしてあったとみなしたり、主張をそのまま証拠なしに受け入れることは可能なのだろうか。つまり、裁判官による真実擬制がどれほど訴訟結果に影響し、影響させることが可能なかやはり疑問として残ることになる。

本件では、被告は裁判所の提出命令に反し、当該文書を提出しなかった。裁判所の命令に反してまで提出を避けた文書には何が記載されているのか知りたいと思うのは当然である。また提出されない以上、当該文書には、被告にとって真実擬制されることよりもはるかに恐れる何らかの重大な事実が記されていた可能性があったと考える方が自然ではなからうか。

(35) 筆者は、本件の当事者尋問を奈良地裁へ傍聴に行った。その際の筆者が感じた感想である。

本件を通じて、筆者は、日本の訴訟手続きは証拠の「隠し得」の精神が効を奏する制度となりうる可能性を孕むものであるとの思いを強くした。それは、もとより、民訴法224条3項の真実擬制が、制裁としての機能を果していないことに起因する。

4. お わ り に

民事訴訟法の目的はいったい何なのであろうか。少なくとも民事訴訟手続きに求められているのは、提訴された事件に関する真実の発見、真実探究なのではないだろうか。そうであれば、真実の発見、探究に証拠は必要不可欠である。証拠が出揃って初めて真実の発見、探究が可能になるのではないか。その必要不可欠な証拠を裁判所からの命令があったにもかかわらず提出しなかった当事者が勝訴するという上記3.(2)事件の結論は、民訴法224条について論じられている「制裁」の効果が意味をなさないことを示した事案であるということができる。

本稿では民訴法224条をめぐって、大きく2つの問題点を指摘した。1つ目は、本案訴訟の裁判官と文書提出命令に関する手続きの裁判官が同じであるため、主宰裁判官が弁論の全趣旨や自由心証主義から判断し、結局裁判官自身の目で見えていない証拠について事実認定の根拠として依拠できないのではないかという問題である。そして2つ目は、はたして民訴法224条は文書提出命令に背いた際の制裁として、その効果は十分であり、制裁としても機能を果たしているのだろうかという点である。民訴法224条における真実擬制と、真実擬制がなされた場合に本案に及ぼす影響があってこそ真の「制裁」と言えるのであり、現状での同法224条の解釈適用については現実的效果に関する限界と課題があるのではないか。したがって現行民事訴訟法の文書不提出についての「制裁」規定では限界があるため、早急に厳しい真の制裁規定を作らなくては、上記の民事訴訟手続きの目的

に反した訴訟実務がますます進むことが懸念される。この点は今一度裁判実務の実情に照らして再考すべきであろう。

さいごにこの点に関連して、アメリカの制裁規定との比較により指摘しておきたい。とくに、文書の不提出や破棄がどのような訴訟結果につながるかについて最近の判例をむすびに代えて、紹介しておく。ここで紹介するのは Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge 事件⁽³⁶⁾である。本件は Aldridge が Brookshire という食料品店を訪れた際に、店内の床に残されていた調理用油で滑って転倒し、その際に生じた損害を土地所有者責任論に基づいて Brookshire に損害賠償請求したものである。この訴訟で原告 Aldridge は、この危険な状態が作り出されたことについて、被告の現実のまたは推定的な認識（推定的認知ともいう。）を立証するために防犯カメラ映像を保存し提出することを求めたが、Brookshire がそれに応じなかったため、そのような行為は、証拠の破棄になると主張した。それゆえ Aldridge は陪審に証拠の破棄についての不利益推定説示を要求し、説示が行われた。陪審は Aldridge の損害に関して Brookshire には責任があるとの評決を下し、それに基づき事実審裁判所は損害賠償を命じた。控訴裁は被告 Brookshire の控訴を棄却した。しかし、州最高裁は、Brookshire は原告の求める監視ビデオを提出しなかったことについて、Brookshire がディスプレイ可能な証拠を隠蔽するという特定の意図を持っていたという証拠がないため、説示自体が事実審裁判官による裁量権の濫用であった、と判示し、被告の証拠不提出に関する特定の意図の有無についての再審理の

(36) Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge, 438 S. W. 3d 9, 2014 Tex. LEXIS 562, 57 Tex. Sup. J. 947 (Tex., July 18, 2014). 本件については、竹部晴美「訴訟当事者による証拠破棄に関する裁判所の陪審への説示について― Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge, 438 S. W. 3d 9, 2014 Tex. LEXIS 562, 57 Tex. Sup. J. 947 (Tex., July 18, 2014).」法と政治65巻4号、345-57頁（2015年）で詳しく述べている、そちらも参照されたい。

ために事実審裁判所に差し戻した。

本件で明らかになったことは次のような点である。被告の証拠の破棄については、まず、証拠破棄に関し、特定の意図の存在、不存在という点が検討され、特定の意図があったと認められる場合には、破棄について非提出者に不利になるような説示がなされる。次に、非提出者の破棄が、過失による行為であった場合、その破棄した証拠が当該裁判の重要事実 (merits of the case) かどうかという点に着目する。そして破棄が、重要事実に関するものであれば、過失による破棄であったとしても不利益推定説示が認められる。しかし、重要事実でない場合、つまり提出請求者 (原告) が他に入手可能な証拠によって事実の立証が可能であるならば、重要事実でない証拠の破棄についてまであえて破棄についての説示をする必要はないという考えを州最高裁は採用したものである。州最高裁は、証拠の破棄の重大性を認識しつつも、その証拠が裁判でどれだけ重要なのかを衡量した上で、破棄についての説示による非提出者への制裁をおこなうか否かを判断している。しかしこの点について一定の評価は可能であるが、疑問も残る。被告によって破棄された証拠は、破棄されてしまった以上、原告は証拠として入手することができず、その中身がどのようなものであったか検討することすらできないからである。この疑問点については、本件の少数意見で触れられている。

このように文書の破棄や非提出について、不利益推定説示のような厳しい制裁規定を設けるアメリカでも、現在、制裁規定の在り方について議論が及んでいる。文書破棄については、アメリカ連邦民事訴訟規則37(e)が制裁については明文化しており、この規則37(e)に従って制裁が課されてきた。しかし他面で、最も厳しい制裁とされる不利益推定説示については裁判官の完全な裁量によりおこなわれていたため制定法上の根拠が明確でなかった。しかし、2015年12月にアメリカ連邦民事訴訟規則37(e)は大き

く改正されることになっており⁽³⁷⁾、不利益推定説示が本改正によってついに明文化されることになった。また本改正では、当事者が証拠となるであろう情報を故意に破棄してしまった場合には、訴訟が dismiss（棄却）されることも明文化される。

日本では訴訟中に文書提出の申立てがおこなわれると、本案訴訟が審理されている間に、本案訴訟と並行して、もしくは本案訴訟が一時中断され、その間に文書提出に関する申立てに決着がつけられ、本案訴訟に戻るといふ手続き構成がとられている。しかしこれでは、文書提出の申立てを判断する裁判体と本案訴訟の判断する裁判体が同一になり、いくら民訴法224条によって制裁としての真実擬制が用意されているとしても、裁判体にとっては、真実とみなされた当事者の主張に根拠を見いだせない（実際には証拠が提出されていないわけであるから）のであり、見ていないものを事実とするのには抵抗があるとするのが一般的ではないだろうか。であるからこそ、運用上は、自由心証主義や弁論の全趣旨という考え方によって、訴訟手続き全体から他の証拠との整合性も見て判決を出すことになると思われる。しかし本案訴訟での主張立証に関連して必要不可欠な証拠を隠すことは、アメリカの民事訴訟手続きからすれば明らかのように、重大な法違背行為に他ならない。本稿をまとめるにあたり、民訴法224条について日本の民訴法での検討を分析したが、上記で論じたように、現実には文書非提出者や証明妨害者にかなりゆるい規定になっていることは否めないであ

(37) この改正についての詳しい内容、改正につながった根拠についてはすでに調査済みであり、本稿終了後に公開する予定である。詳細はそちらを参照願いたい。

(38) Margaret Koesel, Tracey Turnbull, *Sanctions for Spoliation of Evidence—Understanding how courts determine the appropriate spoliation sanction to impose is essential*, Jul. 18, 2013, <http://www.insidecounsel.com/2013/07/18/litigation-sanctions-for-spoliation-of-evidence>.

ろう。

本稿で指摘した問題点を克服するために、上述したように民法224条の「制裁」機能を明確にするとともに、制度上または運用上の提案を行いたい。まず、日本の民事訴訟手続きを2段階に分けることが考えられる。アメリカの民事訴訟手続きのように、pretrial と trial 段階にわけ、前段階で本案訴訟に使う証拠については、本案訴訟とは別の裁判官が予め精査することにする。そして文書（証拠になるであろう情報すべてを含む）を破棄した場合には、制裁規定を明文化して、訴訟棄却（民事手続き上の死刑⁽³⁹⁾）も検討にいれるべきだと考える。

（付記）本研究は JSPS 科研費25780007（若手研究B）の助成を受けた研究成果の一部である。本研究に対する公的支援を頂いたことに心から感謝申し上げたい。

（謝辞）豊川義明先生および小山章松には、学部学生時代に関学ロースクールの模擬法廷でおこなった、法学部丸田ゼミの最後の模擬裁判に、快くご援助を頂いた。その後も大学院で研究を続けている際にもお声を掛けていただき、お二人の御退職を記念する号に寄稿することについてもご快諾くださった。この場を借りて御礼を申し上げます。お二人の先生の今後のご健勝をお祈り申し上げます。

(39) 2105年4月29日にアメリカ合衆国ニュージャージー州にある LERNER DAVID LITTENBERG KRUMHOLZ & MENTLIK LLP の Keith McWah 弁護士にインタビュー調査を行った。その際にアメリカの弁護士たちが使っていたフレーズである。

On the Effect of the Party's Non-Compliance with the Court Order to Submit Documents: In Regard to the So-Called "Truth Fiction" in the Japanese Code of Civil Procedure Article 224

Harumi TAKEBE

Observing the function of the discovery system in civil procedure of the United States, there is some sense of incongruity in the Japanese civil procedure in relation to the court order to submit documents and the associated sanction against the disobedient to such order. In other words, this sense of incongruity stems from the issue whether the court sanction in the Japanese Code of Civil Procedure performs effectively and whether the uneven distribution of the evidence actually disappears by the sanction and a fair litigation operation comes to be done by the sanction.

In this article, for the further analysis of the above incongruity, what kind of advantageous effect the Code of Civil Procedure Article 224 practically brings in by means of focusing upon the Article 224 in particular that provided the legal effect when a party of civil litigation did not obey the court order to produce a certain requested documents.

For the meaningful analysis of this issue, the actual situation in the United States concerning to the "court sanction" rendered by the courts in case of the document spoliation and disobeying to the court order to produce documents in order to examine how legally and practically the "sanction" to be carried out for the similar non-presentation of evidence.

As is generally known, discovery system is well utilized in the United States. In this discovery procedure, it is the principle that all the information related to the case be all disclosed. Moreover, for those parties who

misplaced, canceled or destroyed the evidences, various and severe legal sanctions such as application of the contempt of court, cost-shifting (imputation of costs) or the “adverse inference instruction” are established. On the other hand, in Japan where no discovery system institutionalized, there are provisions in the Code of Civil Procedure to order to a party to submit documents in the trial procedure similar to the disclosure system of the United States, but the sanction taken against the court order is totally different from each other, in terms of the party’s non-obedient to the court order and the third party who misplaced, canceled or destroyed the evidence (on the third party, it is specified in Code of Civil Procedure Article 225). Therefore the main issue here is whether in the Japanese civil procedure the legal sanction to be rendered against non-obedient of the court order to submit documents actually has the effective meaning or not.

In order to scrutinize above pointed issue, in Chapter 1, the crucial issues are pointed, in Chapter 2, how the Japanese Code of Civil Procedure Article 224 is discussed and evaluated among legal scholars and lawyers is examined, in Chapter 3, the civil cases discussed Article 224 are analyzed, and finally in Chapter 4, the comparison of the legal sanction between Japan and United States is summarized and my summation is shown as a conclusion.

A table of contents is as follows:

1. Introduction: Raising the Issue
2. Meaning of the “Truth Fiction” in the Japanese Code of Civil Procedure Article 224
 - (1) Examination of Precedent Works and Construction Concerning to the Japanese Code of Civil Procedure Article 224
 - (2) Function as a Discipline of the Japanese Code of Civil Procedure Article 224
3. Case Analysis on the Civil Cases Discussed the Japanese Civil Procedure Article 224

- (1) Case of the Injunction Claim Suit in Regard to the Model Utility Right Infringement, Osaka District Court, 2004 (Wa) No. 6262 (December 15, 2005)
 - (2) Case of the Torts Damages Claim in Regard to the Asbestos Inhale Suffering, Nara District Court, 2004 (Wa) No. 977 (October23, 2014)
4. Conclusion